

参 考 資 料

令和 2 年 12 月

市 議 会 定 例 会

目 次

	内 容	頁
報告第 13 号関係	専決処分の報告（財産の取得（高齢者施設及び障害者施設における介助用手袋(プラスチック手袋)））	1
報告第 14 号関係	専決処分の報告（財産の取得（高齢者施設及び障害者施設における介助用手袋(ラテックス手袋)））	2
議案第 95 号関係	寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正	3
議案第 96 号関係	寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正	8
議案第 97 号関係	寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正	10
議案第 98 号関係	寝屋川市保健所事務手数料条例の一部改正	17
議案第 99 号関係	寝屋川市道路占用料徴収条例の一部改正	24
議案第100号関係	寝屋川市都市公園条例の一部改正	29
議案第107号関係	財産の取得（図書館資料自動貸出・返却機等）	35
議案第108号関係	財産の取得（オンライン会議用パソコン）	37
議案第109号関係	財産の取得（災害時における避難所用発電機等）	39
〔 議案第110号 ～ 議案第121号関係	指定管理者の指定〔一覧〕	41
議案第110号関係	指定管理者の指定（寝屋川市立市民会館）	43

内 容		頁
議案第111号関係	指定管理者の指定（寝屋川市立西北コミュニティセンター）	48
議案第112号関係	指定管理者の指定（寝屋川市立南コミュニティセンター、寝屋川市立南コミュニティセンター分館）	49
議案第113号関係	指定管理者の指定（寝屋川市立東北コミュニティセンター）	50
議案第114号関係	指定管理者の指定（寝屋川市立西コミュニティセンター）	51
議案第115号関係	指定管理者の指定（寝屋川市立東コミュニティセンター）	52
議案第116号関係	指定管理者の指定（寝屋川市立西南コミュニティセンター）	53
議案第117号関係	指定管理者の指定（寝屋川市立中央高齢者福祉センター）	54
議案第118号関係	指定管理者の指定（すばる・北斗福祉作業所、大谷の里）	59
議案第119号関係	指定管理者の指定（寝屋川市立国道1号高架下駐車場）	60
議案第120号関係	指定管理者の指定（寝屋川市立学び館）	61
議案第121号関係	指定管理者の指定（寝屋川市立地域交流センター）	66
議案第124号関係	第六次寝屋川市総合計画基本構想の策定	71

(報告第 13 号関係)

財 産 の 取 得

取得する財産 高齢者施設及び障害者施設における介助用手袋

【高齢者施設及び障害者施設における介助用手袋 内訳】

品 名	数 量
プラスチック手袋 Sサイズ (100 枚入り)	9,090 箱
プラスチック手袋 Mサイズ (100 枚入り)	15,170 箱
プラスチック手袋 Lサイズ (100 枚入り)	6,064 箱

経過

令和 2 年 9 月 25 日	仮契約の締結
-----------------	--------

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条

(専決処分の報告 地方自治法第 179 条第 3 項)

(報告第 14 号関係)

財 産 の 取 得

取得する財産 高齢者施設及び障害者施設における介助用手袋

【高齢者施設及び障害者施設における介助用手袋 内訳】

品 名	数 量
ラテックス手袋 Sサイズ (100 枚入り)	4,500 箱
ラテックス手袋 Mサイズ (100 枚入り)	9,000 箱
ラテックス手袋 Lサイズ (100 枚入り)	1,500 箱

経過

令和 2 年 10 月 21 日	仮契約の締結
------------------	--------

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条

(専決処分の報告 地方自治法第 179 条第 3 項)

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

1 改正理由

一般職の職員の期末手当の額の改定を行うため、本条例等の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正〔第1条〕

期末手当（第22条関係）

12月期の支給割合を100分の125とする。（【参考】参照）

(2) 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正〔第2条〕

期末手当（第22条関係）

6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の127.5とする。（【参考】参照）

(3) 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正〔第3条〕

期末手当（第8条関係）

特定任期付職員に支給する期末手当について、12月期の支給割合を100分の165とする。（【参考】参照）

(4) 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正〔第4条〕

期末手当（第8条関係）

特定任期付職員に支給する期末手当について、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の167.5とする。（【参考】参照）

(5) 附則

ア 施行期日

公布の日（(2)及び(4)は、令和3年4月1日）

イ 『寝屋川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例』について、規定の整備を行う。

※ 会計年度任用職員の期末手当については、現行の6月期及び12月期の支給割合がそれぞれ100分の50であることに鑑み、改定を行わない。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

【参考】

期末手当・勤勉手当の支給割合

(1) 一般職の職員（(2)を除く。）

	現 行			令和2年度			令和3年度以降		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
6月期	1.30	0.95	2.25	1.30	0.95	2.25	<u>1.275</u>	0.95	<u>2.225</u>
12月期	1.30	0.95	2.25	<u>1.25</u>	0.95	<u>2.20</u>	<u>1.275</u>	0.95	<u>2.225</u>
計	2.60	1.90	4.50	<u>2.55</u>	1.90	<u>4.45</u>	2.55	1.90	4.45

(2) 特定任期付職員

	現 行			令和2年度			令和3年度以降		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
6月期	1.70	-	1.70	1.70	-	1.70	<u>1.675</u>	-	<u>1.675</u>
12月期	1.70	-	1.70	<u>1.65</u>	-	<u>1.65</u>	<u>1.675</u>	-	<u>1.675</u>
計	3.40	-	3.40	<u>3.35</u>	-	<u>3.35</u>	3.35	-	3.35

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

No. 1

1 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（第1条関係）

改 正 案	現 行
(期末手当) 第22条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。 4～7 (略)	(期末手当) 第22条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。 4～7 (略)

2 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（第2条関係） ※「現行」は、第1条による改正後のものとする。

改 正 案	現 行
(期末手当) 第22条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。 4～7 (略)	(期末手当) 第22条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。 4～7 (略)

3 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (第3条関係)

改正案	現行
(特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の2第1項及び第22条の規定の適用については、給与条例第21条の2第1項中「第12条第1項に規定する職員」とあるのは「第12条第1項に規定する職員(寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年寝屋川市条例第15号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第22条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。	(特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の2第1項及び第22条の規定の適用については、給与条例第21条の2第1項中「第12条第1項に規定する職員」とあるのは「第12条第1項に規定する職員(寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年寝屋川市条例第15号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第22条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。

4 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (第4条関係) ※「現行」は、第3条による改正後のものとする。

改正案	現行
(特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の2第1項及び第22条の規定の適用については、給与条例第21条の2第1項中「第12条第1項に規定する職員」とあるのは「第12条第1項に規定する職員(寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年寝屋川市条例第15号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第22条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。	(特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の2第1項及び第22条の規定の適用については、給与条例第21条の2第1項中「第12条第1項に規定する職員」とあるのは「第12条第1項に規定する職員(寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年寝屋川市条例第15号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第22条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第3項の規定は、令和3年4月1日から施行する。
(寝屋川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 寝屋川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年寝屋川市条例第26号）の一部を次のように改正する。
第8条中「100分の130」を「100分の125」に改める。
- 3 寝屋川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。
第8条中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

1 改正理由

特別職の職員の期末手当の額の改定を行うため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正〔第1条〕

期末手当（第5条関係）

12月期の支給割合を100分の217.5とする。〔参考〕参照)

(2) 寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正〔第2条〕

期末手当（第5条関係）

6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の220とする。〔参考〕参照)

(3) 附則

施行期日 公布の日（(2)は、令和3年4月1日）

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

【参考】

期末手当の支給割合
特別職の職員

	現 行			令和2年度			令和3年度以降		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
6月期	2.225	-	2.225	2.225	-	2.225	<u>2.20</u>	-	<u>2.20</u>
12月期	2.225	-	2.225	<u>2.175</u>	-	<u>2.175</u>	<u>2.20</u>	-	<u>2.20</u>
計	4.45	-	4.45	<u>4.40</u>	-	<u>4.40</u>	4.40	-	4.40

※ 議会の議員の期末手当については、『寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例』の規定が準用される。

寝屋川市特別職の職員に関する条例の一部改正

No. 1

1 寝屋川市特別職の職員に関する条例 (第1条関係)

改正案	現行
(期末手当) 第5条 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年寝屋川市条例第7号)第22条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 2・3 (略)	(期末手当) 第5条 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年寝屋川市条例第7号)第22条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 2・3 (略)

中

2 寝屋川市特別職の職員に関する条例 (第2条関係) ※「現行」は、第1条による改正後のものとする。

改正案	現行
(期末手当) 第5条 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年寝屋川市条例第7号)第22条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 2・3 (略)	(期末手当) 第5条 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年寝屋川市条例第7号)第22条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 2・3 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正

1 改正理由

福祉医療費助成制度に関する大阪府の制度改正を踏まえ、「精神病床への入院に係る給付」を医療費の助成の対象とするなど、各医療費助成制度の見直しを行うため、本条例等の一部を改正する。

〔備考〕

平成30年4月に大阪府による「福祉医療費助成制度の再構築」が行われた際、精神病床への入院に係る給付については、一旦、各福祉医療費の助成の対象外とし〔ただし、「令和3年3月31日までの間は、当該給付についても医療費の助成を行う」旨の経過措置が設けられた。〕、引き続き検討することとされていた。

2 改正内容

(1) 寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正〔第1条〕

ア 対象者（第2条関係）

重度障害者医療費助成制度における「住所地特例」の対象となる施設の見直しを行う。

【住所地特例】

施設に入所等している者に関し、「他の市町村から転入してきた者については、従前(施設に入所等する前)の住所地の市町村の区域内に住所を有する者とみなす。」という特例

改 正 後	改 正 前
国民健康保険制度における住所地特例の対象となる施設 (病院・診療所・児童福祉施設・障害者支援施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・介護保険法に規定する特定施設・介護保険施設)	障害者支援施設・障害児入所施設

イ 助成の範囲（第3条関係）

「精神病床への入院に係る給付」についても、医療費の助成の対象とする。

(2) 寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正〔第2条〕

ア 助成の範囲（第3条関係）

「精神病床への入院に係る給付」についても、医療費の助成の対象とする。

(3) 寝屋川市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正〔第3条〕

ア 助成の範囲（第4条関係）

「精神病床への入院に係る給付」についても、医療費の助成の対象とする。

(4) 附則

ア 施行期日 令和3年4月1日

イ 経過措置

重度障害者医療費助成制度における「住所地特例」についての経過措置及び「精神病床への入院に係る給付」に関する医療費の助成についての経過措置を定める。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正

No. 1

1 寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例（第1条関係）

改正案	現行
(対象者) 第2条（略） 2 <u>国民健康保険法第116条の2第1項各号に掲げる入院、入所又は入居（以下「入院等」という。）をしたことにより、同項各号に規定する病院、診療所又は施設（以下「病院等」という。）（大阪府の他の市町村の区域内に所在するものに限る。第4項第5号を除き、以下同じ。）の</u> <u>所在する場所に住所を変更したと認められる者であつて、当該病院等に入院等をした際寝屋川市の区域内に住所を有し</u> <u>ていたと認められるもの（国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者（国民健康保険組合に加</u> <u>入している者を除く。）に限る。）については、前項に規定する寝屋川市の区域内に住所を有する者とみなす。ただし、2以</u> <u>上の病院等に継続して入院等をしてしている者であつて、現に入院等をしてしている病院等（以下「現入院病院等」という。）に入</u> <u>院等をする直前に入院等をしていた病院等（以下「直前入院</u> <u>病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をし</u> <u>たことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれ</u> <u>の所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（以</u> <u>下「特定継続入院等対象者」という。）については、この限り</u> <u>でない。</u>	(対象者) 第2条（略） 2 <u>大阪府の他の市町村の区域内に所在する、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する障害児入所施設に入所することにより当該施設の</u> <u>所在する場所に住所を変更したと認められる者であつて、当該施設に入所をした際寝屋川市の区域内に住所を有し</u> <u>ていたと認められるもの（国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者（国民健康保険組合に加</u> <u>入している者を除く。）に限る。）については、前項に規定する寝屋川市の区域内に住所を有する者とみなす。</u>

改 正 案	現 行
(5) 病院等に入院等をしたことにより他の市町村の区域内から寝屋川市の区域内における病院等の所在する場所に住所を変更したと認められる者（当該病院等から継続して寝屋川市の区域内における他の病院等の所在する場所に住所を変更したと認められる者を含む。）（国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者（国民健康保険組合に加入している者を除く。）に限る。）のうち、他の市町村においてこの条例による医療費の助成に相当する助成を受けることができる者 (助成の範囲) 第3条 寝屋川市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費について保険給付（食事療養又は生活療養に係る給付を除く。）が行われた場合における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額（以下「助成額」という。）を助成する。 2 (略)	(5) 寝屋川市の区域内に所在する、前項の障害者支援施設又は障害児入所施設に入所をすることにより、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者であつて、当該施設に入所をした際大阪府の他の市町村の区域内に住所を有していると認められるもの（国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者（国民健康保険組合に加入している者を除く。）に限る。） (助成の範囲) 第3条 寝屋川市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費について保険給付（食事療養若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。）が行われた場合における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額（以下「助成額」という。）を助成する。 2 (略)

2 寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例 (第2条関係)

改正案	現行
(医療費の助成) 第3条 寝屋川市は、対象者の疾病又は負傷について、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額（以下この項により算定される額を「助成額」という。）を助成する。 (1) 国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費について保険給付（食事療養又は生活療養に係る給付を除く。）が行われた場合における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額 (2) (略) 2～4 (略)	(医療費の助成) 第3条 寝屋川市は、対象者の疾病又は負傷について、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額（以下この項により算定される額を「助成額」という。）を助成する。 (1) 国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費について保険給付（食事療養若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。）が行われた場合における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額 (2) (略) 2～4 (略)

3 寝屋川市子ども医療費の助成に関する条例 (第3条関係)

改正案	現行
(助成の範囲) 第4条 (略) (1) 子どもが国民健康保険法による療養の給付、入院時食事療養費の支給、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給又は特別療養費の支給 を受けたとき。	(助成の範囲) 第4条 (略) (1) 子どもが国民健康保険法による療養の給付、入院時食事療養費の支給、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給又は特別療養費の支給（精神病床への入院に係る給付を除く。）を受けたとき。

改 正 案	現 行
(2) 社会保険各法により被保険者、組合員又は加入者が子どもに係る家族療養費の支給、家族訪問看護療養費の支給又は特別療養費の支給 _____を受けたとき。 2・3 (略)	(2) 社会保険各法により被保険者、組合員又は加入者が子どもに係る家族療養費の支給、家族訪問看護療養費の支給又は特別療養費の支給（精神病床への入院に係る給付を除く。）を受けたとき。 2・3 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例（以下「改正後重度障害者医療費助成条例」という。）第2条第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の際現に同条第2項に規定する病院等（以下「病院等」という。）に同項に規定する入院等（以下「入院等」という。）をしている者であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においても引き続き同一の病院等に入院等をすることは、令和3年10月31日までの間は、適用しない。この場合において、この条例の施行の際現に大阪府の他の市町村の区域内に所在する、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する障害児入所施設に入所している者については、なお従前の例による。
- 3 改正後重度障害者医療費助成条例第3条第1項、第2条の規定による改正後の寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第3条第1項及び第3条の規定による改正後の寝屋川市子ども医療費の助成に関する条例第4条第1項の規定は、施行日以後に行われる保険給付に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

寝屋川市保健所事務手数料条例の一部改正

1 改正理由

『食品衛生法施行規則』(厚生省令)等の改正により、事業譲渡に伴う「事業の許可」等の申請の際に提出しなければならない書類の簡略化や削減が行われたことに伴い、当該許可等の申請に係る手数料を定めるとともに、『農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律』の制定に伴い、「輸出証明書の発行」等の申請に係る手数料を定めるため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 手数料を徴収する事務及び手数料の額

ア 『食品衛生法』、『理容師法』、『興行場法』、『旅館業法』、『公衆浴場法』、『クリーニング業法』及び『美容師法』の規定による、事業譲渡に伴う「事業の許可」又は「施設の検査」の申請に係る手数料を定める。(別表第1、別表第2、別表第4、別表第5、別表第6、別表第10、別表第14関係)

イ 『農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律』の規定による「輸出証明書(農林水産物又は食品が輸出先国の輸入条件に適合していることを示す証明書)の発行」及び「適合施設(食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が講じられていることなどの要件に適合する施設)の認定」の申請に係る手数料を定める。(別表第23関係)

(2) 附則

ア 施行期日 公布の日

イ 経過措置

改正後の規定は、施行期日以後にされる「事業の許可」等の申請に係る手数料について適用する。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市保健所事務手数料条例

No. 1

改正案	現行																		
(手数料を徴収する事務及び手数料の額) 第2条 別表第1から別表第23までの区分の欄に掲げる事務については、これらの表の金額の欄に定める額の手数料を、申請をする者から徴収する。 別表第1 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下この表において「法」という。）に関する事務 (略) 備考 1 (略) 2 営業の許可を受けた者が当該許可の有効期間満了の際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合又は営業の許可を受けた者から当該営業を譲り受けた場合であって、営業設備の構造に変更がないときの手数料の額は、この表に定める額の10分の8に相当する額とする。 別表第2 理容師法（昭和22年法律第234号）に関する事務	(手数料を徴収する事務及び手数料の額) 第2条 別表第1から別表第22までの区分の欄に掲げる事務については、これらの表の金額の欄に定める額の手数料を、申請をする者から徴収する。 別表第1 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下この表において「法」という。）に関する事務 (略) 備考 1 (略) 2 営業の許可を受けた者が当該許可の有効期間満了の際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合 の手数料の額は、この表に定める額の10分の8に相当する額とする。 別表第2 理容師法（昭和22年法律第234号）に関する事務																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>金 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理容師法第11条の2の規定による検査 (理容所の開設者から当該営業を譲り受けた場合であって、当該理容所の構造及び設備に変更がないときにあつては、12,900円)</td><td>1件につき 16,000円</td></tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	理容師法第11条の2の規定による検査 (理容所の開設者から当該営業を譲り受けた場合であって、当該理容所の構造及び設備に変更がないときにあつては、12,900円)	1件につき 16,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>金 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理容師法第11条の2の規定による検査</td><td>1件につき 16,000円</td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	理容師法第11条の2の規定による検査	1件につき 16,000円										
区 分	金 額																		
理容師法第11条の2の規定による検査 (理容所の開設者から当該営業を譲り受けた場合であって、当該理容所の構造及び設備に変更がないときにあつては、12,900円)	1件につき 16,000円																		
区 分	金 額																		
理容師法第11条の2の規定による検査	1件につき 16,000円																		

改 正 案				現 行			
別表第4 興行場法 (昭和23年法律第137号) に関する事務				別表第4 興行場法 (昭和23年法律第137号) に関する事務			
項	区 分	金 額		項	区 分	金 額	
1	興行場法第2条第1項の規定による興行場の経営の許可の申請に対する審査	1件につき18,200円 (営業者から当該興行場営業を譲り受けた場合であって、当該興行場の構造設備に変更がないときにあつては、13,500円)		1	興行場法第2条第1項の規定による興行場の経営の許可の申請に対する審査	1件につき18,200円	
2	(略)	(略)		2	常設以外	1件につき8,900円	
別表第5 旅館業法 (昭和23年法律第138号) に関する事務				別表第5 旅館業法 (昭和23年法律第138号) に関する事務			
項	区 分	金 額		項	区 分	金 額	
1	旅館業法第3条第1項の規定による旅館業の経営の許可の申請に対する審査	1件につき22,000円 (営業者から当該旅館業を譲り受けた場合であって、当該旅館業の施設の構造設備に変更がないときにあつては、16,300円)		1	旅館業法第3条第1項の規定による旅館業の経営の許可の申請に対する審査	1件につき22,000円	
2・3	(略)	(略)		2・3	(略)	(略)	

改 正 案				現 行			
別表第 6 公衆浴場法 (昭和 23 年法律第 139 号) に関する事務				別表第 6 公衆浴場法 (昭和 23 年法律第 139 号) に関する事務			
項	区 分	金 額		項	区 分	金 額	
1	公衆浴場法第 2 条第 1 項の規定による浴場業の経営の許可の申請に対する審査	1 件につき 22,000 円 (営業者から当該浴場業を譲り受けた場合であって、当該浴場業の営業施設の構造設備に変更がないときにあつては、16,300 円)		1	公衆浴場法第 2 条第 1 項の規定による浴場業の経営の許可の申請に対する審査	1 件につき 22,000 円	
2	(略)	(略)		2	(略)	(略)	
別表第 10 クリーニング業法 (昭和 25 年法律第 207 号) に関する事務				別表第 10 クリーニング業法 (昭和 25 年法律第 207 号) に関する事務			
区 分	金 額			区 分	金 額		
クリーニング業法第 5 条の 2 の規定による検査	1 件につき 16,000 円 (クリーニング所の営業者から当該営業を譲り受けた場合であつて、当該クリーニング所の構造及び設備に変更がないときにあつては、12,900 円)			クリーニング業法第 5 条の 2 の規定による検査	1 件につき 16,000 円		

改 正 案		現 行	
別表第 14 美容師法 (昭和 32 年法律第 163 号) に関する事務		別表第 14 美容師法 (昭和 32 年法律第 163 号) に関する事務	
区 分	金 額	区 分	金 額
美容師法第 12 条の規定による検査	1 件につき 16,000 円 (美容所の開設者から 当該営業を譲り受けた 場合であって、当該美 容所の構造及び設備に 変更がないときにあつ ては、12,900 円)	美容師法第 12 条の規定による検査	1 件につき 16,000 円
別表第 22 (略)		別表第 22 (略)	
別表第 23 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令 和元年法律第 57 号)に関する事務			
項	区 分	金 額	
1	農林水産物及び食品の輸出 の促進に関する法律第 15 条 第 2 項の規定による輸出証 明書 (農林水産物及び食品の 輸出の促進に関する法律施 行規則 (令和 2 年財務省・厚 生労働省・農林水産省令第 1 号) 第 4 条第 1 号に掲げる衛 生証明書に限る。)の発行	1 通につき 870 円	

改 正 案		現 行				
2	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項の規定による認定の申請に対する審査	<table><tr><td>実地検査を行う場合</td><td>1 件につき 20,900 円</td></tr><tr><td>実地検査を行わない場合</td><td>1 件につき 10,400 円</td></tr></table>	実地検査を行う場合	1 件につき 20,900 円	実地検査を行わない場合	1 件につき 10,400 円
実地検査を行う場合	1 件につき 20,900 円					
実地検査を行わない場合	1 件につき 10,400 円					

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寝屋川市保健所事務手数料条例別表第1、別表第2、別表第4、別表第5、別表第6、別表第10、別表第14及び別表第23の規定は、この条例の施行の日以後にされる食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可、理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の2の検査、興行場法（昭和23年法律第137号）第2条第1項の許可、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の許可、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第5条の2の検査、美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の検査、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する

改 正 案	現 行
法律（令和元年法律第 57 号）第 15 条第 2 項の輸出証明書の発行及び同法第 17 条第 2 項の適合施設の認定の申請（以下「許可等の申請」という。）に係る手数料について適用し、同日前にされた許可等の申請に係る手数料については、なお従前の例による。	

(議案第 99 号関係)

寝屋川市道路占用料徴収条例の一部改正

1 改正理由

『道路法施行令』の改正による国道に係る占用料の額の改定の例に従い、市道に係る占用料の額を改定するため、本条例の一部を改正する。

2 主な改正内容

(1) 占用料の額（別表関係）

市道に係る占用料の額を改定する。

(2) 附則

ア 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日

イ 経過措置

改正後の規定は、施行期日以後における道路及び道路予定区域の占用に係る占用料について適用する。

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

No. 1

-25-

改正案			現行		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	地下電線その他地下に設ける線類	1年	地下電線その他地下に設ける線類	1年	11
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,600
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	3,300
	郵便差出箱		郵便差出箱		1,400
法第32条第1項第2号に掲げる物件	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	3,300
	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	110
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		170
	外径が0.1メートル以上0.15メートル		外径が0.15メートル以上0.2メートル		220
	以上0.15メートル		ル以上0.2メートル		

改 正 案		現 行	
道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号。以下「政令」という。）第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	740	政令第 7 条第 2 号
政令第 7 条第 12 号に掲げる器具	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	7,400	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月
備考 (1)～(4) (略)		備考 (1)～(4) (略)	
附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の寝屋川市道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後における道路及び道路予定区域の占用に係る占用料について適用する。		(5) A は、近傍類似の土地の時価を表すものとする。 (6)～(8) (略)	

(議案第 100 号関係)

寝屋川市都市公園条例の一部改正

1 改正理由

市道に係る占用料の額の改定に合わせ、都市公園に関する土地の占用に係る使用料の額を改定するため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 使用料（別表第1関係）

土地の占用に係る使用料の額を改定する。

(2) 附則

ア 施行期日 令和3年4月1日

イ 経過措置

改正後の規定は、施行期日以後における都市公園の占用に係る使用料について適用する。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市都市公園条例

No. 1

改 正 案				現 行			
別表第 1 (第 12 条関係) 1 (略) 2 土地の占用に係る使用料				別表第 1 (第 12 条関係) 1 (略) 2 土地の占用に係る使用料			
種別	単位	期間	使用料	種別	単位	期間	使用料
法第 7 条第 1 項に掲げる電柱、電線、変圧塔その他これらに類するものを設ける場合	第一種電柱	1 年	2,500 円	第一種電柱	1 本	1 年	2,400 円
	第二種電柱		3,900 円	第二種電柱			3,700 円
	第三種電柱		5,200 円	第三種電柱			5,000 円
	第一種電話柱		2,300 円	第一種電話柱			2,100 円
	第二種電話柱		3,600 円	第二種電話柱			3,500 円
	第三種電話柱		5,000 円	第三種電話柱			4,800 円
	その他の柱類		230 円	その他の柱類			170 円
	共架電線その他上空に設ける線類		23 円	共架電線その他上空に設ける線類		1 メートル	27 円
	地下電線その他地下に設ける線類		14 円	地下電線その他地下に設ける線類			
	路上に設ける変圧器		2,200 円	路上に設ける変圧器			1,600 円
地下に設ける変圧器	1 平方メートル	1 年	1,400 円	地下に設ける変圧器	1 平方メートル	1 年	1,100 円

改 正 案					現 行				
変圧塔その他 これに類する もの	1 個	1 年	4,500 円	法第 7 条第 1 項第 2 号 に掲げる水 道管、下水 道管、ガス 管その他こ れらに類す るものを設 ける場合	変圧塔その他 これに類する もの	1 個	1 年	3,300 円	
その他のもの	1 平方 メートル	1 年	4,500 円		その他のもの	1 平方 メートル	1 年	3,300 円	
外 径 が 0.07 メートル未満 のもの	1 メートル	1 年	95 円		外径が0.1メー トル未満のも の	1 メートル	1 年	110 円	
外 径 が 0.07 メートル以上 0.1メートル未 満のもの			140 円		外径が0.1メー トル以上0.15 メートル未満 のもの			170 円	
外 径 が 0.1メー トル以上0.15 メートル未満 のもの			200 円		外 径 が 0.15 メートル以上 0.2メートル未 満のもの			220 円	
外 径 が 0.15 メートル以上 0.2メートル未 満のもの			270 円	法第 7 条第 1 項第 2 号 に掲げる水 道管、下水 道管、ガス 管その他こ れらに類す るものを設 ける場合	外径が0.2メー トル以上0.4 メートル未満 のもの		440 円		
外 径 が 0.2メー トル以上0.3 メートル未満 のもの			410 円		外径が0.4メー トル以上 1 メートル未満 のもの			1,100 円	

改 正 案				現 行			
法第7条第1項第3号に掲げる通路、鉄道、公共駐車場その他これらに類する施設を地下に設ける場合	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			540 円	法第7条第1項第3号に掲げる通路、鉄道、公共駐車場その他これらに類する施設を地下に設ける場合	外径が1メートル以上のもの	2,200 円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			950 円			
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			1,400 円			
	外径が1メートル以上のもの			2,700 円			
法第7条第1項第4号に掲げるものに掲げるものを設ける場合	法第7条第1項第3号に掲げる通路、鉄道、公共駐車場その他これらに類する施設を地下に設ける場合	1 平方メートル	1 年	2,200 円	法第7条第1項第4号に掲げるものに掲げるものを設ける場合	1 平方メートル	3,400 円
	法第7条第1項第4号に掲げるものに掲げるものを設ける場合	1 個	1 年	4,500 円		1 個	3,300 円
				1,900 円		郵便差出箱	1,400 円

改 正 案				現 行			
法第7条第1項第5号に掲げる非常災害に際し災害にかかった者を収容するため仮設工作物を設ける場合	1平方メートル	1月	740円	法第7条第1項第5号に掲げる非常災害に際し災害にかかった者を収容するため仮設工作物を設ける場合	1平方メートル	1月	1,000円
法第7条第1項第6号に掲げる競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために仮設工作物を設ける場合				法第7条第1項第6号に掲げる競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために仮設工作物を設ける場合			
政令第12条第2項第1号に掲げる標識	1本	1年	3,600円	政令第12条第2項第1号に掲げる標識	1本	1年	2,600円
政令第12条第2項第2号に掲げる防火用貯水槽を地下に設ける場合	1平方メートル	1年	1,400円	政令第12条第2項第2号に掲げる防火用貯水槽を地下に設ける場合	1平方メートル	1年	3,300円
政令第12条第2項第2号の2に掲げる蓄電池を地下に設ける場合				政令第12条第2項第2号の2に掲げる蓄電池を地下に設ける場合			
政令第12条第2項第2号の3に掲げる国土交通省令で定める水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所又は熱供給施設を地下に設ける場合				政令第12条第2項第2号の3に掲げる国土交通省令で定める水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所又は熱供給施設を地下に設ける場合			

改 正 案				現 行			
政令第 12 条第 2 項第 7 号に掲げる工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設を設ける場合	1 平方メートル	1 月	1,000 円	政令第 12 条第 2 項第 7 号に掲げる工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設を設ける場合	1 平方メートル	1 月	1,000 円
	政令第 12 条第 2 項第 8 号に掲げる土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場を設ける場合						
政令第 12 条第 3 項に定める社会福祉施設を設ける場合	1 平方メートル	1 年	2,400 円	政令第 12 条第 3 項に定める社会福祉施設を設ける場合	1 平方メートル	1 年	4,700 円
上記以外の場合	市長がその都度定める。			上記以外の場合	市長がその都度定める。		
備考 (略)				備考 (略)			
3 (略)				3 (略)			
附 則							
(施行期日)							
1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。							
(経過措置)							
2 この条例による改正後の寝屋川市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後における都市公園の占用に係る使用料について適用する。							

(議案第 107 号関係)

財 産 の 取 得

取得する財産 図書館資料自動貸出・返却機等

【図書館資料自動貸出・返却機等 内訳】

品 名	数 量
図書館資料自動貸出機	10 台
図書館資料自動返却機	3 台
図書館出入口等 I C ゲート	12 台
図書館等カウンター用 I C リーダライタ	12 台

入札参加者等

(単位：円)

	入 札 参 加 者	入 札 額	摘 要	落 札 額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
(1)	富士通 J a p a n 株式会社 コンストラクション事業本部 I C T ビジネス統括部関西ビジネス部	98,500,000	落札	108,350,000

経過

令和 2 年 9 月 18 日	制限付一般競争入札の公告
令和 2 年 10 月 2 日 ） 令和 2 年 10 月 16 日	入札参加資格審査申請書提出期間
令和 2 年 10 月 20 日 ） 令和 2 年 10 月 28 日	入札
令和 2 年 10 月 29 日	開札
令和 2 年 11 月 2 日	仮契約の締結

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条

財 産 の 取 得

取得する財産 オンライン会議用パソコン

【オンライン会議用パソコン 仕様】

本 体 仕 様	
型式	日本ヒューレット・パッカード株式会社製 HP 250 G7/CT Refresh Notebook PC スタンダードモデル 122 台
C P U	Core i5-1035G1 (1.0GHz)
メモリ	8 G B
ディスプレイ	15.6 型 (1,920×1,080 ドット)
記憶領域	S S D 256 G B
キーボード	J I S 標準配列準拠
無線 L A N	IEEE802.11a/b/g/n/ac 準拠
インターフェース	USB3.1×2個、USB2.0×1個、有線 LAN×1個、 HDMI×1個
O S	Windows 10 Pro (64bit) 日本語版
アプリケーション	Microsoft Office Standard 2019 インストール用媒体
リカバリーメディア	2 枚
カメラ	HP True Vision HD Camera (約 92 万画素)
保守	引取修理 (5 年間)
附 属 品 仕 様	
マウス	スクロール付 U S B 光学マウス

入札参加者等

(単位：円)

	入札参加者	入札額	摘要	落札額 (消費税及び 地方消費税の 額を含む。)
(1)	NECフィールドディング株式会社 大阪支店	13,923,440		
(2)	株式会社エヌ・エス・ティ・エス	13,853,100		
(3)	株式会社大塚商会 LA関西営業部	11,900,000	落札	13,090,000
(4)	カコムス株式会社	12,031,320		
(5)	トーテックアメニティ株式会社 大阪事業所	14,298,000		
(6)	富士通Japan株式会社 コンストラクション事業本部 ICTビジネス統括部関西ビジネス部	14,830,000		
(7)	株式会社堀通信	辞退		

経過

令和2年9月18日	制限付一般競争入札の公告
令和2年10月2日 ～ 令和2年10月16日	入札参加資格審査申請書提出期間
令和2年10月20日 ～ 令和2年10月28日	入札
令和2年10月29日	開札
令和2年11月2日	仮契約の締結

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第8号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条

(議案第 109 号関係)

財 産 の 取 得

取得する財産 災害時における避難所用発電機等

【災害時における避難所用発電機等 内訳】

品 名	数 量
避難所用発電機及びキャビネット	各 12 台
バルーン型投光器	48 台

入札参加者等

(単位：円)

	入 札 参 加 者	入 札 額	摘 要	落 札 額 (消費税及び地 方消費税の額を 含む。)
(1)	キンパイ商事株式会社	20,700,000		
(2)	株式会社ピーシー販売	20,778,000		
(3)	株式会社ミヨシ	20,532,000	落札	22,585,200

経過

令和 2 年 9 月 18 日	制限付一般競争入札の公告
令和 2 年 10 月 2 日) 令和 2 年 10 月 16 日	入札参加資格審査申請書提出期間
令和 2 年 10 月 20 日) 令和 2 年 10 月 28 日	入札
令和 2 年 10 月 29 日	開札
令和 2 年 11 月 2 日	仮契約の締結

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条

指定管理者の指定

施設の名 称	団 体 の 名 称	新規 継続 の別	指 定 の 期 間	選 定 手 続		所 管 部 課 等
				公 募	「寝屋川市立市民会館指定管理者選 定委員会」の意見を聴き、候補者と して選定した。	
寝屋川市立市民会館	株式会社ケイミックスパ ブリックビジネス	(継続)	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで			市民活動部 市民活動振興室
寝屋川市立西北コミュ ニティセンター	西北コミュニティセンタ ー運営協議会	(継続)				
寝屋川市立南コミュ ニティセンター、同センタ ー分館	南コミュニティセンタ ー運営協議会	(継続)				
寝屋川市立東北コミュ ニティセンター	東北コミュニティセンタ ー運営委員会	(継続)				
寝屋川市立西コミュ ニティセンター	西コミュニティ推進委員 会	(継続)	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	特定	『寝屋川市立コミュニティセンタ ー条例』第 6 条の規定に基づき、候補 者として選定した。	市民活動部 市民活動振興室
寝屋川市立東コミュ ニティセンター	東コミュニティセンタ ー運営委員会	(継続)				
寝屋川市立西南コミュ ニティセンター	西南地区コミュニティ推 進委員会	(継続)				

寝屋川市中央高齢者福祉センター	特定非営利活動法人かわちモアCOM.	(継続)	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで	公募	「寝屋川市立高齢者福祉センター指定管理者選定委員会」の意見を聴き、候補者として選定した。	福祉部 高齢介護室
〔寝屋川市立療育・自立センター〕 すばる・北斗福祉作業所、大谷の里	社会福祉法人療育・自立センター	(継続)	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで	特定	『寝屋川市立療育・自立センター条例』第10条の規定に基づき、候補者として選定した。	福祉部 障害福祉課
寝屋川市立国道1号高架下駐車場	アドバンス寝屋川マネジメント株式会社	(継続)	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで	特定	『寝屋川市立有料自動車駐車場条例』第5条の規定に基づき、候補者として選定した。	まちづくり推進部 交通政策課
寝屋川市立学び館	特定非営利活動法人笑顔	(継続)	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで	公募	「寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会」の意見を聴き、候補者として選定した。	社会教育部 社会教育課
寝屋川市立地域交流センター	株式会社アステム	(継続)	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで	公募	「寝屋川市立地域交流センター指定管理者選定委員会」の意見を聴き、候補者として選定した。	社会教育部 文化スポーツ室

〔根拠法令〕
地方自治法第244条の2第6項

(議案第 110 号関係)

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立市民会館)

1 施設及び団体(指定管理者の候補者)

(1) 施設の名称 寝屋川市立市民会館

(2) 団体の名称 株式会社ケイミックスパブリックビジネス

〔所在地 東京都千代田区神田小川町一丁目2番地〕
〔代表取締役 橋本鉄司〕

2 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
(5年間)

3 選定手続

『寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例』第5条の規定に基づき、寝屋川市立市民会館指定管理者選定委員会の意見を聴き審査を行い、指定管理者の候補者として、「株式会社ケイミックスパブリックビジネス」を選定した。

〔根拠法令〕

地方自治法第244条の2第6項

【指定管理者の候補者の選定】

1 応募状況

(1) 説明会への参加数（説明会 令和2年7月20日実施）

法人等の種類				計
株式会社	共同事業体	一般財団法人	企業組合	
8	0	1	1	10

(2) 申請書の提出数（受付期間 令和2年8月7日～8月17日）

法人等の種類				計
株式会社	共同事業体	一般財団法人	企業組合	
2	1	0	0	3

2 指定管理者選定委員会

(1) 構成（計5人）

ア 公募により選出した寝屋川市の区域内に住所を有する者	1人
イ 経営に関する知識を有する者	1人
ウ 学識経験を有する者	1人
エ 文化の向上に資する団体の構成員	1人
オ 寝屋川市市民活動部長	1人

(2) 開催経過

ア 第1回（令和2年9月16日）

委員長及び副委員長の選出、第1次審査（書類審査）の方法及び審査基準の決定、第2次審査の方法の検討

イ 第2回（令和2年9月30日）

第1次審査の結果確認、第2次審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）の方法及び審査基準の決定

ウ 第3回（令和2年10月21日）

第2次審査の実施及び結果確認、指定管理者候補者の選定、選定委員会報告書の作成

(3) 審査基準及び審査結果

寝屋川市立市民会館の指定管理者として最も適当であると認める団体（指定管理者の候補者）を選定するため、第1次審査及び第2次審査を実施した。

ア 第1次審査（書類審査）

(7) 審査基準

【審査項目】

- a 安定した管理運営を行う経営状態と実績があること。
- b 運営方針及び運営計画が優れていること。
- c 維持管理に係る方針及び取組の提案が優れていること。
- d 施設の設置目的に合った運営スタッフの配置が適正であること。
- e 職員研修が適正かつ効果的に行われる見込みがあること。
- f 個人情報保護及び情報公開の取組が適正であること。
- g 危機管理対策が適正であること。
- h 集客促進策が優れていること。
- i 自主事業計画が優れていること。
- j 経費縮減が図られていること。
- k 総合的に優れていること。

【管理運営の実績】

1 当該施設に係る管理運営の実績

(イ) 配点及び合格最低点

上記の審査項目のうち、a・c・h～kの各項目については10点満点（合格最低点3点）、項目bについては20点満点（合格最低点6点）、d～gの各項目については5点満点（合格最低点1点）で合計100点満点とし、選定委員5人の平均点を申請者の得点とした。項目1は選定委員会が承認した実績に関する評価結果に基づき配点を行うこととした。

また、合計点の合格最低点を60点（合計点の6割）とした。

(ロ) 審査結果

提出書類を基に審査項目a～kの審査を行った。

審査項目1については、『株式会社ケイミックスパブリックビジネスは、平成28年度から令和元年度までの「指定管理者制度導入施設に対する実績検証結果」の適正比率はいずれも95%以上であること、及び「指定管理者制度の導入及び運用指針」別紙2の「指定管理者の管理運営実

績に関する評価」に係る評価項目の10項目のうち8項目の評価が「○」であることから、総合評価をSとする』との説明を受け、当該評価とすることを承認した。

	項目	配点	株式会社ケイミックス パブリックビジネス	B	C
審査項目	a	10	8.2	6.8	8.8
	b	20	17.0	16.4	14.8
	c	10	8.2	6.2	7.2
	d	5	4.6	4.6	4.0
	e	5	4.4	4.4	3.8
	f	5	4.4	4.6	4.6
	g	5	4.6	4.4	4.6
	h	10	8.8	6.8	9.2
	i	10	7.6	8.0	8.4
	j	10	7.8	7.0	9.0
	k	10	7.8	7.0	7.8
小 計		100	83.4	76.2	82.2
管理運営の実績	l	10	10	—	—
合 計			93.4	76.2	82.2

申請者全て、合計得点及び各項目の得点が合格最低点以上であるため、合格とした。

また、第1次審査の得点は、第2次審査に持ち越さないこととした。

イ 第2次審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）

(7) 審査基準

【審査項目】

- a 抱負・5年間のビジョンについて
- b 維持管理及びスタッフ体制について
- c 自主事業計画等について
- d 市民サービス向上の実現について
- e 指定期間5年間の収支について

(イ) 配点及び合格最低点

申請者によるプレゼンテーション及びそれに対する選定委員によるヒアリング結果に基づき、(ア)の審査項目ごとに審査を行うものとし、配点は各項目を10点満点で合計100点満点とし、選定委員5人の平均点を申請者の得点として審査を行った。

また、合格最低点を60点（合計点の6割）とした。

(ウ) 審査結果

	項目	配点	株式会社ケイミックス パブリックビジネス	B	C
プレゼン テー ション	a	10	8.6	7.8	7.4
	b	10	8.6	8.0	7.8
	c	10	8.2	8.0	8.2
	d	10	8.4	8.0	7.8
	e	10	8.0	7.8	8.0
ヒア リン グ	a	10	8.4	7.8	7.6
	b	10	8.6	7.6	7.4
	c	10	8.2	7.8	7.2
	d	10	8.2	7.6	6.6
	e	10	7.8	7.6	8.4
合 計		100	83.0	78.0	76.4

(4) 選定結果

申請者全ての得点は合格最低点以上であり、選定委員による意見交換を行った結果、最も得点の高い株式会社ケイミックスパブリックビジネスを、指定管理者の候補者として選定した。

(議案第 111 号関係)

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立西北コミュニティセンター)

1 施設及び団体(指定管理者の候補者)

(1) 施設の名称 寝屋川市立西北コミュニティセンター

(2) 団体の名称 西北コミュニティセンター運営協議会

〔所在地 大阪府寝屋川市松屋町 20 番 30 号〕
〔理事長 乾 栄 嗣〕

2 指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
(5 年間)

3 選定手続

『寝屋川市立コミュニティセンター条例』第 6 条の規定に基づき、指定管理者の候補者として、地域住民で構成された団体である「西北コミュニティセンター運営協議会」を選定した。

〔根拠法令〕

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項

(議案第 112 号関係)

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立南コミュニティセンター、寝屋川市立南コミュニティセンター分館)

1 施設及び団体(指定管理者の候補者)

- (1) 施設の名称 寝屋川市立南コミュニティセンター
 寝屋川市立南コミュニティセンター分館
- (2) 団体の名称 南コミュニティセンター運営協議会
 [所在地 大阪府寝屋川市下木田町 16 番 50 号]
 [委員長 三 村 峯 男]

2 指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで (5 年間)

3 選定手続

『寝屋川市立コミュニティセンター条例』第 6 条の規定に基づき、指定管理者の候補者として、地域住民で構成された団体である「南コミュニティセンター運営協議会」を選定した。

[根拠法令]

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項

(議案第 113 号関係)

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立東北コミュニティセンター)

1 施設及び団体(指定管理者の候補者)

(1) 施設の名称 寝屋川市立東北コミュニティセンター

(2) 団体の名称 東北コミュニティセンター運営委員会

〔所在地 大阪府寝屋川市成田町3番3号〕
〔委員長 川 口 清〕

2 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
(5年間)

3 選定手続

『寝屋川市立コミュニティセンター条例』第6条の規定に基づき、指定管理者の候補者として、地域住民で構成された団体である「東北コミュニティセンター運営委員会」を選定した。

〔根拠法令〕

地方自治法第244条の2第6項

(議案第 114 号関係)

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立西コミュニティセンター)

1 施設及び団体(指定管理者の候補者)

(1) 施設の名称 寝屋川市立西コミュニティセンター

(2) 団体の名称 西コミュニティ推進委員会

〔所在地 大阪府寝屋川市葛原二丁目7番1号〕
〔委員長 郡 美 博〕

2 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
(5年間)

3 選定手続

『寝屋川市立コミュニティセンター条例』第6条の規定に基づき、指定管理者の候補者として、地域住民で構成された団体である「西コミュニティ推進委員会」を選定した。

〔根拠法令〕

地方自治法第244条の2第6項

(議案第 115 号関係)

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立東コミュニティセンター)

1 施設及び団体(指定管理者の候補者)

(1) 施設の名称 寝屋川市立東コミュニティセンター

(2) 団体の名称 東コミュニティセンター運営委員会

〔所在地 大阪府寝屋川市高宮新町 32 番 2 号〕
〔委員長 中 村 一二三〕

2 指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
(5 年間)

3 選定手続

『寝屋川市立コミュニティセンター条例』第 6 条の規定に基づき、指定管理者の候補者として、地域住民で構成された団体である「東コミュニティセンター運営委員会」を選定した。

〔根拠法令〕

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項

(議案第 116 号関係)

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立西南コミュニティセンター)

1 施設及び団体(指定管理者の候補者)

(1) 施設の名称 寝屋川市立西南コミュニティセンター

(2) 団体の名称 西南地区コミュニティ推進委員会

〔所在地 大阪府寝屋川市上神田一丁目 30 番 1 号〕
〔委員長 平 田 一 裕〕

2 指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
(5 年間)

3 選定手続

『寝屋川市立コミュニティセンター条例』第 6 条の規定に基づき、指定管理者の候補者として、地域住民で構成された団体である「西南地区コミュニティ推進委員会」を選定した。

〔根拠法令〕

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項

(議案第 117 号関係)

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立中央高齢者福祉センター)

1 施設及び団体(指定管理者の候補者)

(1) 施設の名称 寝屋川市立中央高齢者福祉センター

(2) 団体の名称 特定非営利活動法人かわちモア COM.

〔所在地 大阪府寝屋川市東大利町 6 番 11 号 4 階〕
〔理事長 今 井 清 子〕

2 指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
(5 年間)

3 選定手続

『寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例』第 5 条の規定に基づき、寝屋川市立高齢者福祉センター指定管理者選定委員会の意見を聴き審査を行い、指定管理者の候補者として、「特定非営利活動法人かわちモア COM.」を選定した。

〔根拠法令〕

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項

【指定管理者の候補者の選定】

1 応募状況

(1) 説明会への参加数（説明会 令和2年7月31日実施）

法人等の種類			計
株式会社	特定非営利活動法人	企業組合	
1	1	1	3

(2) 申請書の提出数（受付期間 令和2年8月20日～8月28日）

法人等の種類			計
株式会社	特定非営利活動法人	企業組合	
0	1	0	1

2 指定管理者選定委員会

(1) 構成（計5人）

ア 学識経験を有する者	1人
イ 税理士	1人
ウ 寝屋川市民生委員児童委員協議会会員	1人
エ 寝屋川市老人クラブ連合会会員	1人
オ 寝屋川市福祉部長	1人

(2) 開催経過

ア 第1回（令和2年11月12日）

委員長及び副委員長の選出、第1次審査（書類審査）及び第2次審査（ヒアリング審査）の審査基準及び審査項目の決定、第1次審査及び第2次審査の実施及び結果確認、指定管理者の候補者の決定、選定委員会報告書の作成

(3) 審査基準及び審査結果

寝屋川市立中央高齢者福祉センターの指定管理者として適当であると認める団体（指定管理者の候補者）を選定するため、第1次審査及び第2次審査を実施した。

ア 第1次審査（書類審査）

(7) 審査基準

【審査項目】

- a 管理運営を安定して行う経営状態であること。
- b 維持管理に係る方針及び取組の提案が優れていること。
- c 運営方針及び運営計画が優れており、高齢者への配慮が十分になされていること。
- d 人員配置計画が適正であること。
- e 職員研修が適正かつ効果的に活用される見込みがあること。
- f 使用促進施策が優れており、適正な想定計画が立てられていること。
- g 危機管理対策が優れていること。
- h 個人情報保護及び情報公開の取組が優れていること。
- i 苦情等があったときの対応が優れており、十分な受付体制がとられていること。
- j 必須事業の実施方法について具体的に明記されており、実現可能であること。
- k 自主事業計画が優れていること。
- l 記載内容（見積金額等）が適正であり、経費縮減が図られていること。
- m 総合的に優れていること。

【活動拠点】

- n 団体の活動拠点の所在地

【管理運営の実績】

- o 当該施設に係る管理運営の実績

(4) 配点及び合格最低点

上記の審査項目のうち、a～lの各項目については10点満点、項目mについては20点満点で合計140点満点とし、選定委員5人の合計点を申請者の得点とした。項目nは活動拠点が市内に在る場合には35点を配点することとし、項目oは選定委員会が承認した実績に関する評価の結果に基づき配点を行うこととした。

また、合計点の合格最低点を483点（合計点の6割）とした。

(5) 審査結果

提出書類を基に審査項目 a～m の審査を行い、項目 n については、申請者の活動拠点が市内に在ることを確認した。

審査項目 o については、『平成 28 年度から令和元年度までの「指定管理者制度導入施設に対する実績検証結果」の適正比率はいずれも 95% 以上であること、及び「指定管理者制度の導入及び運用指針」別紙 2 の「指定管理者の管理運営実績に関する評価」に係る評価項目の 10 項目のうち 5 項目の評価が「○」であることから、総合評価を A とする』との説明を受け、当該評価とすることを承認した。

	項 目	配 点	特定非営利活動法人 かわちモア COM.
審 査 項 目	a	50	44
	b	50	41
	c	50	42
	d	50	42
	e	50	42
	f	50	43
	g	50	43
	h	50	43
	i	50	39
	j	50	44
	k	50	43
	l	50	43
	m	100	86
小 計		700	595
活 動 拠 点	n	35	35
管理運営の実績	o	70	35
合 計			665

合計得点が合格最低点以上であるため、合格とした。

また、第 1 次審査の得点は、第 2 次審査に持ち越さないこととした。

イ 第 2 次審査（ヒアリング審査）

(7) 審査基準

【審査項目】

- a 指定管理者指定申請の動機について
- b センターの運営について（各種事業を含む。）
- c センターの管理について
- d 人的課題について
- e 経費縮減について
- f 総合的評価について

(イ) 配点及び合格最低点

選定委員によるヒアリング結果に基づき、(7)の審査項目ごとに審査を行うものとし、配点はa～eの各項目を10点満点、項目fを20点満点で合計70点満点とし、選定委員5人の合計点を申請者の得点として審査を行った。

また、合格最低点を210点（合計点の6割）とした。

(ウ) 審査結果

項 目	配 点	特定非営利活動法人かわちモア COM.
a	50	42
b	50	42
c	50	40
d	50	40
e	50	43
f	100	86
合 計	350	293

(4) 選定結果

申請者の得点は合格最低点以上であり、選定委員による意見交換を行った結果、特定非営利活動法人かわちモア COM. を、指定管理者の候補者として選定した。

指 定 管 理 者 の 指 定

(すばる・北斗福祉作業所、大谷の里)

1 施設及び団体(指定管理者の候補者)

- (1) 施設の名称 寝屋川市立療育・自立センター(2施設)

すばる・北斗福祉作業所

大谷の里

- (2) 団体の名称 社会福祉法人療育・自立センター

〔所在地 大阪府寝屋川市大谷町7番1号〕
〔理事長 大西正禮〕

- 2 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
(5年間)

3 選定手続

『寝屋川市立療育・自立センター条例』第10条の規定に基づき、指定管理者候補者として、障害児者の家族及び寝屋川市の区域内で障害児者の福祉のための活動を行っている関係団体等で組織された社会福祉法人である「社会福祉法人療育・自立センター」を選定した。

〔根拠法令〕

地方自治法第244条の2第6項

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立国道1号高架下駐車場)

1 施設及び団体(指定管理者の候補者)

(1) 施設の名称 寝屋川市立国道1号高架下駐車場

(2) 団体の名称 アドバンス寝屋川マネジメント株式会社

〔所在地 大阪府寝屋川市早子町23番2-217号〕
〔代表取締役 久本 歩〕

2 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
(5年間)

3 選定手続

『寝屋川市立有料自動車駐車場条例』第5条の規定に基づき、指定管理者の候補者として、寝屋川市が出資している団体であって、その業務が地域の振興その他公益の増進に寄与するとともに、寝屋川市の事務又は事業と密接に関連を有し、かつ、有料の自動車駐車場の運営の実績を有するものである「アドバンス寝屋川マネジメント株式会社」を選定した。

〔根拠法令〕

地方自治法第244条の2第6項

(議案第 120 号関係)

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立学び館)

1 施設及び団体(指定管理者の候補者)

(1) 施設の名称 寝屋川市立学び館

(2) 団体の名称 特定非営利活動法人笑顔

〔所在地 大阪府寝屋川市小路南町 17 番 7 号〕
〔理事長 山 口 左月美〕

2 指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
(5 年間)

3 選定手続

『寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例』第 5 条の規定に基づき、寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会の意見を聴き審査を行い、指定管理者の候補者として、「特定非営利活動法人笑顔」を選定した。

〔根拠法令〕

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項

【指定管理者の候補者の選定】

1 応募状況

(1) 説明会への参加数（説明会 令和2年9月1日実施）

法人等の種類	計
特定非営利活動法人	
1	1

(2) 申請書の提出数（受付期間 令和2年8月17日～8月27日）

法人等の種類	計
特定非営利活動法人	
1	1

2 指定管理者選定委員会

(1) 構成（計5人）

ア 公募により選出した寝屋川市の区域内に住所を有する者	1人
イ 経営に関する知識を有する者	1人
ウ 学識経験を有する者	1人
エ 寝屋川市社会教育委員	1人
オ 寝屋川市教育委員会事務局社会教育部長	1人

(2) 開催経過

ア 第1回（令和2年10月1日）

委員長の選出、副委員長の指名、第1次審査（書類審査）及び第2次審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）の審査基準及び審査項目の決定、第1次審査の実施

イ 第2回（令和2年10月29日）

第1次審査の結果確認、第2次審査の実施及び結果確認、指定管理者の候補者の選定、選定委員会報告書の作成

(3) 審査基準及び審査結果

寝屋川市立学び館の指定管理者として最も適当であると認める団体（指定

管理者の候補者)を選定するため、第1次審査及び第2次審査を実施した。

ア 第1次審査(書類審査)

(7) 審査基準

【審査項目】

- a 安定した管理運営を行う経営状態であること。
- b 運営方針及び運営計画が優れていること。
- c 集客促進策が優れていること。
- d 維持管理に係る方針及び取組の提案が優れていること。
- e 自主事業について、過年度程度の計画がなされ、実現可能であるとともに、計画が優れていること。
- f 施設の経費縮減が図られていること。
- g 人員配置計画が適正であること。
- h 職員研修が適正かつ効果的に活用される見込みがあること。
- i 個人情報保護及び情報公開の取組が適正であること。
- j 危機管理対策が適正であること。
- k 総合的に見て提案内容が優れていること。

【活動拠点】

- 1 団体の活動拠点の所在地

【管理運営の実績】

- m 当該施設に係る管理運営の実績

(イ) 配点及び合格最低点

上記の審査項目のうち、a～jの各項目については10点満点、項目kについては20点満点で合計120点満点とし、選定委員5人の平均点を申請者の得点とした。項目1は活動拠点が市内に在る場合には6点を配点することとし、項目mは選定委員会が承認した実績に関する評価の結果に基づき配点を行うこととした。

また、合計点の合格最低点を84点とした。

(ロ) 審査結果

提出書類を基に審査項目a～kの審査を行い、項目1については、申請者の活動拠点が市内に在ることを確認した。

審査項目mについては、教育委員会事務局から、『平成28年度から令和元年度までの「指定管理者制度導入施設に対する実績検証結果」の適正比率はいずれも95%以上であること、及び「指定管理者制度の導入及び運用指針」別紙2の「指定管理者の管理運営実績に関する評価」に係る評価項目の10項目のうち8項目の評価が「○」であることから、総合評価をSとする』との説明を受け、当該評価とすることを承認した。

	項 目	配 点	特定非営利活動法人笑顔
審 査 項 目	a	10	8.2
	b	10	8.2
	c	10	8.0
	d	10	7.2
	e	10	9.2
	f	10	8.0
	g	10	8.2
	h	10	7.6
	i	10	8.8
	j	10	7.2
	k	20	16.0
小 計		120	96.6
活 動 拠 点	l	6	6
管理運営の実績	m	12	12
合 計			114.6

合計得点が合格最低点以上であるため、合格とした。

また、第1次審査の得点は、第2次審査に持ち越さないこととした。

イ 第2次審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）

(ア) 審査基準

【審査項目】

a 指定管理者指定申請の動機について

b 社会教育等に関する方針について

- c 学び館の管理運営について
- d 収支について
- e 人的課題について
- f 総合評価について

(イ) 配点及び合格最低点

申請者によるプレゼンテーション及びそれに対する選定委員によるヒアリング結果に基づき、(7)の審査項目ごとに審査を行うものとし、配点はa～eの各項目を15点満点、項目fを25点満点で合計100点満点とし、選定委員5人の平均点を申請者の得点として審査を行った。

また、合格最低点を70点とした。

(ウ) 審査結果

項 目	配 点	特定非営利活動法人笑顔
a	15	12.6
b	15	12.4
c	15	12.6
d	15	11.8
e	15	11.6
f	25	20.8
合 計	100	81.8

(4) 選定結果

申請者の得点は合格最低点以上であり、選定委員による意見交換を行った結果、特定非営利活動法人笑顔を、指定管理者の候補者として選定した。

(議案第 121 号関係)

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立地域交流センター)

1 施設及び団体(指定管理者の候補者)

(1) 施設の名称 寝屋川市立地域交流センター

(2) 団体の名称 株式会社アステム

〔所在地 大阪府大阪市北区東天満二丁目7番12号〕
〔代表取締役 大 嶋 雄 三〕

2 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
(5年間)

3 選定手続

『寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例』第5条の規定に基づき、寝屋川市立地域交流センター指定管理者選定委員会の意見を聴き審査を行い、指定管理者の候補者として、「株式会社アステム」を選定した。

〔根拠法令〕

地方自治法第244条の2第6項

【指定管理者の候補者の選定】

1 応募状況

(1) 説明会への参加数（説明会 令和2年7月17日実施）

法人等の種類		計
株式会社	共同事業体	
6	1	7

(2) 申請書の提出数（受付期間 令和2年7月30日～8月6日）

法人等の種類		計
株式会社	共同事業体	
2	1	3

2 指定管理者選定委員会

(1) 構成（計5人）

ア 公募により選出した寝屋川市の区域内に住所を有する者	1人
イ 経営に関する知識を有する者	1人
ウ 学識経験を有する者	1人
エ 寝屋川市社会教育委員	1人
オ 寝屋川市教育委員会事務局社会教育部部長	1人

(2) 開催経過

ア 第1回（令和2年8月18日）

委員長の選出、副委員長の指名、第1次審査（書類審査）の方法及び審査基準の決定、第2次審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）の方法の検討

イ 第2回（令和2年9月8日）

第1次審査の結果確認、第2次審査の方法及び審査基準の決定

ウ 第3回（令和2年9月29日）

第2次審査の実施及び結果確認、指定管理者の候補者の選定、選定委員会報告書の作成

(3) 審査基準及び審査結果

寝屋川市立地域交流センターの指定管理者として最も適当であると認める団体（指定管理者の候補者）を選定するため、第1次審査及び第2次審査を実施した。

ア 第1次審査（書類審査）

(7) 審査基準

【審査項目】

- a 安定した管理運営を行う経営状態であること。
- b 運営方針及び運営計画が優れていること。
- c 集客促進策が優れていること。
- d 維持管理に係る方針及び取組の提案が優れていること。
- e 自主事業計画が優れていること。
- f 施設の経費縮減が図られていること。
- g 人員配置計画が適正であること。
- h 職員研修が適正かつ効果的に活用される見込みがあること。
- i 個人情報保護及び情報公開の取組が適正であること。
- j 危機管理対策が優れていること。
- k 総合的に優れていること。

【活動拠点】

- l 団体の活動拠点の所在地

【管理運営の実績】

- m 当該施設に係る管理運営の実績

(4) 配点及び合格最低点

上記の審査項目のうち、a・c・d・f～hの各項目については10点満点（合格最低点3点）、b・e・kの各項目については20点満点（合格最低点6点）、i・jの各項目については5点満点（合格最低点2点）で合計130点満点とし、選定委員5人の平均点を申請者の得点とした。項目lは活動拠点が市内に在る場合には6.5点を配点することとし、項目mは選定委員会が承認した実績に関する評価の結果に基づき配点を行うこととした。

また、合計点の合格最低点を78点（合計点の6割）とした。

(ウ) 審査結果

提出書類を基に審査項目 a～k の審査を行い、項目 l については、B の活動拠点が市内に在ることを確認した。

審査項目 m については、教育委員会事務局から、『株式会社アステムは、平成28年度から令和元年度までの「指定管理者制度導入施設に対する実績検証結果」の各年度における適正比率はいずれも95%以上であること、及び「指定管理者制度の導入及び運用指針」別紙2の「指定管理者の管理運営実績に関する評価」に係る評価項目の10項目のうち9項目の評価が「○」であることから、総合評価をSとする』との説明を受け、当該評価とすることを承認した。

	項目	配点	株式会社アステム	B	C
審 査 項 目	a	10	8.0	9.4	8.8
	b	20	17.4	17.4	17.0
	c	10	8.4	8.4	7.2
	d	10	9.2	8.4	8.4
	e	20	17.8	17.2	17.0
	f	10	8.0	8.6	8.0
	g	10	8.8	9.0	8.4
	h	10	8.6	8.8	7.6
	i	5	4.8	4.8	4.6
	j	5	4.6	4.8	4.8
	k	20	16.6	18.4	16.4
小 計		130	112.2	115.2	108.2
活 動 拠 点	l	6.5	—	6.5	—
管理運営の実績	m	13	13	—	—
合 計			125.2	121.7	108.2

申請者全て、合計得点及び各項目の得点が合格最低点以上であるため、合格とした。

また、第1次審査の得点は、第2次審査に持ち越さないこととした。

イ 第2次審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）

(7) 審査基準

【審査項目】

- a 抱負・5年間のビジョンについて
- b 維持管理及びスタッフ体制について
- c 自主事業計画等について
- d 市民や団体の育成支援について
- e 指定期間5年間の収支について
- f 総合的評価

(i) 配点及び合格最低点

申請者によるプレゼンテーション及びそれに対する選定委員によるヒアリング結果に基づき、(7)の審査項目ごとに審査を行うものとし、配点はa～eの各項目を10点満点、項目fを50点満点で合計100点満点とし、選定委員5人の平均点を申請者の得点として審査を行った。

また、合格最低点を60点（合計点の6割）とした。

(ii) 審査結果

項目	配点	株式会社アステム	B	C
a	10	8.4	8.2	7.4
b	10	9.0	8.8	8.0
c	10	9.2	8.2	7.8
d	10	9.0	7.8	8.2
e	10	8.2	8.6	8.0
f	50	44.6	41.4	38.6
合計	100	88.4	83.0	78.0

(4) 選定結果

申請者全ての得点は合格最低点以上であり、選定委員による意見交換を行った結果、最も得点の高い株式会社アステムを、指定管理者の候補者として選定した。

第六次寝屋川市総合計画基本構想の策定

1 策定の理由

第六次寝屋川市総合計画を策定するに当たり、総合計画において、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想を定める。

『寝屋川市みんなのまち基本条例』

(市政運営)

第19条 行政は、寝屋川市の将来の発展を図るため、総合計画に基づき、計画的に市政運営に当たらなければならない。

2 前項の総合計画においては、議会の議決を経て、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想を定めるものとする。

※ 第六次寝屋川市総合計画の策定の目的

令和3年度に市制施行70周年の節目を迎える中、本市を取り巻く大きな転換期を、更なるステージアップの好機と捉え、「みんなのまち基本条例」の市民がまちづくりの主演であるという基本理念に基づき、本市に住みたい、住み続けたいと感じてもらえる「選ばれるまちづくり」を強力に推進していくため、まちづくり及び市政運営の指針となる第六次寝屋川市総合計画を策定する。

2 概要

(1) 将来像(第1章)

まちづくりに関わる全ての人々が、寝屋川市の将来像を共有し、共にこの計画の確実な実現を図るため、市の将来像を「新たな価値を創り、選ばれるまち 寝屋川 ～イノベーションの創出～」と定める。

(2) 寝屋川市の未来の姿(グランドデザイン)(第2章)

目指す将来像を具体的にイメージし、これを実現するための効果的な施策を立案するため、おおむね10年後の寝屋川市の姿(グランドデザイン)を描く。

全体像を「寝屋川市に住みたい、住み続けたい」と感じる魅力が高まり、近隣のみならず全国の多くの人から「選ばれるまち」となっている」とし、ひとの姿・くらしの姿・まちの姿について定める。

(3) 計画推進の基本姿勢（第3章）

市の将来像の実現を目指し、新たな発想で果敢に挑戦していくための基本的な姿勢として、次のことについて定める。

ア 「あれもこれも」ではなく、「あれかこれか」へ（「選択と集中」の加速）

イ ポテンシャルを最大限に活かし、更に伸ばす

ウ 市民参画によるまちづくりの深化

エ 寝屋川水準の政策立案（本質を捉えたオンリーワンの取組）

(4) まちづくりの方向性（第4章）

市が実施する施策を「訴求力のある施策」「生活を支える施策」「くらしの質を高める施策」に分類し、各施策が目指す目的を明確にした上で、それぞれの施策が役割を確実に果たすことで、メリハリの効いたまちづくりを推進する。そして、施策分類ごとの方向性について定める。

ア 「訴求力のある施策」の方向性

〔ファクターⅠ〕 子どもに最善を尽くす

「安心して子どもを産み、育てる環境づくり」

「寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」」

「子どもを全力で守り抜く」

〔ファクターⅡ〕 誰もが住みたくなるまちをつくる

「ポテンシャルをフル活用した都市基盤整備」

「将来を見据えた公共施設の集約・複合化」

「働く場の創出と多様な人材の育成・確保」

〔ファクターⅢ〕 命を全力で守り、豊かなくらしを実現する

「災害から命を守るための対策」

「防犯力向上による体感治安の改善」

「健康寿命の延伸」

イ 「生活を支える施策」の方向性

「人権を尊重し、多様性を認め合う社会づくり」

「誰もが安心して生活でき、共に支え合う地域づくり」

「衛生的で快適な生活の確保」

「環境を守り、日頃のくらしを良好に」

ウ 「くらしの質を高める施策」の方向性

「学びによる市民文化の向上と発展」

「豊かな自然があるくらし」

「地域づくり・きずなづくり」

「市民ニーズを捉えた行政サービスの充実」

「市民ニーズの把握・情報発信力の強化」

「未来へつなぐ行財政運営」

(5) 将来人口及び都市構造とまちづくりの考え方（第5章）

ア 将来人口

目標年次である令和9年度の将来人口を「人口ビジョン」による推計人口から「22万人」と想定した上で、第六次総合計画の着実な推進を図ることにより、人口減少対策及び人口の年齢構成のリバランスの実現を図る。

イ 都市構造とまちづくりの考え方

本市特有の都市構造^①（「市域中央を縦断する京阪沿線」・「ＪＲ学研都市線周辺」に大別できる都市構造）を踏まえ、京阪沿線とＪＲ学研都市線沿線を軸とした各地域の強みを活かした戦略的なまちづくりを進め、子育て世代の誘引による人口の年齢構成のリバランスを図るとともに、市民や企業にとって魅力的で利便性の高い市街地の形成を進める。

(6) 総合計画を軸とした行財政運営の推進（第6章）

ア 「寝屋川市の働き方改革」の推進

「寝屋川市の働き方改革」の推進を基本として、ＡＩやＲＰＡ等の情報通信技術の活用・導入による職員の働き方及び組織体制の在り方を考慮する中で、総合計画で示すまちづくりを実現するための計画的な人事・職員管理を進める。

イ 財政運営について

毎年度の予算の編成に当たっては、総合計画で示すまちづくりを実現するために必要となる施策・事業への予算の選択と集中を加速し、将来にわたって持続可能な財政運営の確立を目指す。

〔根拠法令〕

寝屋川市みんなのまち基本条例第19条第2項